

国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明の一部を修正する追加的声明（仮訳）

アメリカ合衆国（「米国」）と日本は、2013年6月10日に「国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」（以下「声明」という。）に関する口上書を交換し、

米国財務省及び声明の第1節サブパラグラフ1(e)に定義される日本当局（それぞれ「当事者」）は、日本の金融機関による米国内国歳入庁への直接の報告に基づき、かつ、2003年11月6日にワシントンD.C.において署名された「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のためのアメリカ合衆国政府と日本国政府との間の条約」（「条約」）の下で交換された情報の使用を制限する条項を含めた情報の機密その他の条約上の保護の下、条約上の要請に基づく情報交換により補足される、FATCA実施の円滑化のための協力を提供する取決めを実施することを希望し、

声明の第6節は、「声明の第2節に記される日本当局及び日本国内金融機関と同様の義務を、声明の同節、第4節、第6節、第8節及び第9節に記されるのと同じ条件と整合的に実施する他のパートナー国との二国間取決め又は協定の下で当該パートナー国に与えられた条件であって、日本国内金融機関へのFATCAの適用に関する声明の第3節又は付属書Iの下での扱いより有利な扱いの利益は、日本当局と日本国内金融機関に与えられる」ことを規定し、

少なくとも一のパートナー国が、米国との間で、発効すれば当該パートナー国が声明の第2節に記される日本当局及び日本国内金融機関と同様の義務を、声明の同節、第4節、第6節、第8節及び第9節に記されるのと同じ条件と整合的に実施する義務を負うこととなる二国間の政府間協定（以下「第6節整合政府間協定」という。）に署名し、

当事者は、声明の一部を修正することを意図し、

ここに、当事者は以下を確認した。

1. 声明（付属書を含む。）中「2013年12月31日」を「2014年6月30日」に改める。
2. 声明（付属書を含む。）中「2014年1月1日」を「2014年7月1日」に改める。
3. 付属書IのセクションIIのサブパラグラフC(1)及びセクションIVのサブパラグラフ

E(1)中「2015年12月31日」を「2016年6月30日」に改める。

4. 付属書IのセクションIIのサブパラグラフE(1)を次のように改める。

既存個人口座が2014年6月30日時点で高額口座に該当する場合、報告日本国内金融機関は、当該口座について本セクションのパラグラフDに定める加重的レビュー手続を2015年6月30日までに完了しなければならない。このレビューに基づき、当該口座が2014年12月31日以前に米国口座であると特定された場合には、報告日本国内金融機関は、当該口座に関する2014年分の所定の情報を、その口座に関する初回の報告書にて報告し、それ以降は年次ベースで報告しなければならない。2014年12月31日後2015年6月30日以前に米国口座であると特定された口座の場合には、報告日本国内金融機関は、当該口座に関する2014年分の情報を報告する必要はないが、それ以降は当該口座に関する情報を年次ベースで報告しなければならない。

5. 付属書IのセクションIVのパラグラフB第一文を次のように改める。

2014年6月30日時点において口座残高又は価値が25万ドルを超える既存法人口座、及び、2014年6月30日時点では25万ドルを超えていなかったが2015年の末日又はそれ以降の暦年の末日時点において口座残高又は価値が100万ドルを超えた既存法人口座については、本セクションのパラグラフDに定める手続に従ってレビューしなければならない。

6. 付属書IのセクションVIのサブパラグラフB(4)(b)を次のように改める。

当該NFFEの株式が確立された証券市場にて通常取引されていること、又は、当該NFFEが、確立された証券市場にて取引されている株式を発行している法人の関連法人であること。この声明において、持分は、当該持分について継続して有意な取引量がある場合に「通常取引されている」とされ、また、「確立された証券市場」とは、市場が所在する国の政府機関によって公認され、かつ、監督されている取引所であって、年間に取引される株式の価値が有意であるものをいう。

7. 声明の第1節のサブパラグラフ1(bb)を次のように改める。

「特定米国人」とは、米国人のうち以下を除くものをいう。

- (i) その株式が、1以上の確立された証券市場において定常に取引される法人
- (ii) (i)に記される法人と同一の（米国内国歳入法1471条(e)(2)に定義される）拡大関連者グループのメンバーである法人

- (iii) 米国、又は、米国に完全に保有される団体又は機関
- (iv) 米国の諸州、準州、これらの行政区、これらの 1 以上により完全に保有される団体又は機関
- (v) 米国内国歳入法501条(a)により免税となる組織、又は同法7701条(a)(37)に定義される個人退職プラン
- (vi) 米国内国歳入法581条に定義される銀行
- (vii) 米国内国歳入法856条に定義される不動産投資信託
- (viii) 米国内国歳入法851条に定義される規制投資会社又は1940年投資会社法（合衆国法典第15編80a-64条）の下、米国証券取引委員会に登録された事業体
- (ix) 米国内国歳入法584条(a)に定義される共同信託基金
- (x) 米国内国歳入法664条(c)に基づき免税となる信託、又は同法4947条(a)(1)に記される信託
- (xi) 証券、コモディティ、デリバティブ金融商品（名目元本契約、先物、フォワード、オプションを含む）の取引業者であって、米国又は諸州の法令の下で取引業者として登録されているもの
- (xii) 米国内国歳入法6045条(c)に定義される仲買人、又は、
- (xiii) 米国内国歳入法403条(b)又は457条(g)に記されるプランに基づき免税となる信託

8. 声明の第3節パラグラフ5柱書を次のように改める。

他の点においてはこの声明の第2節に記される条件を満たす日本国内金融機関若しくはこの節のパラグラフ 3 又は 4 に記される日本国内金融機関が、米国内国歳入法 1471 条における参加外国金融機関又はみなし遵守外国金融機関の要件を満たすことが妨げられる国において運営を行う関連事業体又は支店を持つ場合、又は関連する米国財務省規則に基づく制限外国金融機関及び制限支店に対する暫定ルールの期限が満了したことのみを理由として不参加金融機関として取り扱われる関連事業体又は支店を持つ場合、以下が満たされるときは、その日本国内金融機関は、適宜に、米国内国歳入法 1471 条における参加外国金融機関、みなし遵守外国金融機関、適用外受益者と取り扱われ続ける。

9. 声明の第6節において表明された相互理解と整合的に、米国は、第6節整合政府間協定を通じパートナー国に与えられる、日本国内金融機関へのFATCAの適用に関する声明の第3節又は付属書 I の下での扱いより有利な扱いの利益を、日本当局と日本国内金融機関に与えることを意図する。